

# 令和4年度の農業委員会活動



## 北斗市農業委員会だより

農業委員会総会(毎月)



農業委員14名により、農地法に基づく許可が行えるか等、申請内容を審議及び許可決定する場です。

農地現況調査(毎月)



申請の土地が農地か非農地であるかを調査し、総会での許可後、地目変更登記に必要な書類を発行しました。

作況調査(9月開催)



収穫前に市内の田んぼを巡回し、今年の稲の生育状況を確認しました。

研修会(9月開催)



北海道農業公社より講師をお招きし、委員会活動の意義及び実務内容に関する見識を深めました。

農地巡回(4月～11月)



北斗市内の農地を巡回し、管理不十分な農地への指導や違法転用がないかなど、事務局へ提言を行いました。

農地相談(毎月)



市内の農地を管理・指導するため、日々様々な活動を実施しています。

農地に関する様々な相談にのったほか、農地巡回で問題のあった農地所有者を呼出し、指導を行いました。

### 農業者年金は未来の自分へ贈り物♪

国民年金+農業者年金で豊かな老後を送りましょう！  
配偶者や後継者、農地を持たない人でも、3つの要件を満たせば加入できます。

【加入要件】 ①年間60日以上農業に従事している農業者や配偶者、後継者  
②20歳以上60歳未満の国民年金の第1号被保険者

【おすすめポイント】 ①ご自身が払った年金保険料とその運用益を基に年金額が決まる「積立方式」  
②保険料額は2万円から6万7千円まで自身で設定(いつでも変更可)  
③納めた保険料は住民税・所得税の社会保険料控除の対象  
④終身年金で、しかも80歳まで保証(万一、80歳前に亡くなった場合は、受取り年金相当額を遺族へお支払い)  
⑤一定の要件を満たす人には保険料の国庫補助あり



#### 編集委員

吉田 勝幸  
時田 孝喜  
鹿角 昭夫  
岡村 栄士  
大山 正志  
佐々木勝利  
加藤美智子

# 農地に関するQ & A

## Q. 農地の売買・贈与・賃貸借・相続する際の手続きは？

A. 相続の場合許可は不要ですが、取得してからおおむね10か月以内に届出が必要です。農地を贈与・売買・賃貸借する場合は農業委員会の許可が必要です。



## Q. 農地の転用って？

A. 農地に住宅を建てたり、資材置き場等に変えることを「農地転用」といいます。農地転用を行うには、農業委員会の許可や届出が必要で、自分の土地でも勝手に農地以外にすることはできません。

## Q. なぜ農地転用には許可や届出が必要？

A. 農地の少ない日本では、優良な農地を確保することが必要なため、むやみに農地以外できないように「農地法」で制限しています。(許可や届出がない場合、工事の中止や厳しい罰則があります。)



## Q. 許可を受けずに転用した場合は？

A. 農地法違反で、請け負った業者も含め3年以下の懲役または300万円以下(法人の場合は1億円以下)の罰金が科せられることがあります。必ず、農業委員会事務局へ事前にお尋ねください。

## Q. 現地には建物が建っているのに、登記地目が「農地」になっています。この場合どうすれば？

A. 現地がすでに「農地以外」の評価となっている場合、農業委員会に申請をすれば、現地を確認し「非農地」であることの証明書を発行します。法務局で登記地目を変更する際、この証明書を添付することで地目変更ができます。

## Q. 農地の管理ができません。誰か農地を借りてくれる人や買ってくれる人がいないでしょうか？

A. 所有地の管理は所有者の義務です。管理されていない農地は雑草が生い茂り、病害虫やネズミ、キツネ等が生息し、近隣の住民や農作物に悪影響を及ぼすだけでなく、見通しが悪くなることによる交通事故、不法投棄や犯罪等の事案へ発展する可能性もあります。

しかし、高齢になった、遠隔地に住んでいる、もう機械を手放したなど、さまざまな理由により管理できないとの相談が、担当地区の農業委員、推進委員や委員会へ多く寄せられています。

委員会には「あっせん申し出」という制度があり、申し出があれば、担当地区の委農業員、推進委員が農地を買ってくれる・借りてくれる農業者を探します。ただし、必ず相手が見つかるとは限りませんので、見つかるまでは自身で草刈り等の適正な管理を行ってください。ご自身で管理できない場合、草刈り業者等へのあっせんもしていますので、お気軽にご相談ください。

